7　地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局

［七～十　略］

（許可を要しない工事設計の変更等）

第十条　［略］

［2　略］

3　法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の十　［略］

［削る］

2　総務大臣は、前項第一号に掲げる事項について法第二十七条の十五第五項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

（開設計画の認定の取消猶予の勘案事項）

第十一条の二の十一　法第二十七条の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五条第一項第四号に該当することとならないようにするために必要な期間

二　法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

（無線局の免許の取消猶予の勘案事項）

第四十二条の二　法第七十五条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとならないようにするために必要な期間

二　法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた免許人において、過去に法第七十五条第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

第四十二条の三　［略］

（電波の発射の防止）

第四十二条の四　［略］

（報告等）

第四十二条の五　［略］

第四十二条の六　法第八十条の二の総務省令で定めるものは、日本放送協会とする。

7　放送免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

［一～五　同上］

六　コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局

［七～十　同上］

（許可を要しない工事設計の変更等）

第十条　［同上］

［2　同上］

3　法第九条第五項及び第十七条第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の十　［同上］

2　認定開設者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を届け出なければならない。

［新設］

3　前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

［新設］

第四十二条の二　［同上］

（電波の発射の防止）

第四十二条の三　［同上］

（報告）

第四十二条の四　［同上］

［新設］